

(平成25年12月2日提出)

平成25年12月議会定例会議案
(その2)

新 潟 市

平成25年12月議会定例会議案（その2）

目 次

議案第187号	平成25年度新潟市一般会計補正予算	1
議案第188号	平成25年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算	6
議案第189号	平成25年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算	9
議案第190号	平成25年度新潟市介護保険事業会計補正予算	12
議案第191号	平成25年度新潟市下水道事業会計補正予算	15
議案第192号	平成25年度新潟市水道事業会計補正予算	17
議案第193号	平成25年度新潟市病院事業会計補正予算	19
議案第194号	新潟市特別職等の給与の特例に関する条例の制定について	20
議案第195号	新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について	22
議案第196号	財産の処分について	31

議案第187号

平成25年度新潟市一般会計補正予算（第5号）

平成25年度新潟市の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ564,633千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ364,117,411千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
19 財産収入		1,086,374	1,106,100	2,192,474
	2 財産売却収入	885,693	1,106,100	1,991,793
21 繰入金		6,251,891	△ 1,700,000	4,551,891
	2 基金繰入金	6,118,411	△ 1,700,000	4,418,411
22 繰越金		1,187,476	29,267	1,216,743
	1 繰越金	1,187,476	29,267	1,216,743
歳入合計		364,682,044	1,135,367 △ 1,700,000	364,117,411

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 議会費		1,142,082	△ 2,759	1,139,323
	1 議会費	1,142,082	△ 2,759	1,139,323
2 総務費		51,222,807	△ 252,518	50,970,289
	1 総務管理費	47,423,227	△ 224,808	47,198,419
	2 徴税費	2,911,770	△ 23,885	2,887,885
	4 選挙費	293,534	△ 769	292,765
	6 人事委員会費	102,528	△ 1,241	101,287
	7 監査委員費	174,464	△ 1,815	172,649
3 民生費		103,582,942	△ 36,844	103,546,098
	1 社会福祉費	10,953,171	△ 11,258	10,941,913
	2 児童福祉費	35,252,975	△ 6,581	35,246,394
	3 障がい福祉費	15,757,160	△ 5,971	15,751,189
	5 老人福祉費	24,362,957	△ 12,759	24,350,198
	6 国民年金費	35,735	△ 275	35,460
4 衛生費		25,388,418	△ 41,145	25,347,273

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 保健衛生費	13,343,331	△ 20,123	13,323,208
	2 清掃費	12,045,087	△ 21,022	12,024,065
5 労働費		1,592,592	△ 815	1,591,777
	1 労働諸費	1,592,592	△ 815	1,591,777
6 農林水産業費		7,938,401	△ 11,962	7,926,439
	1 農業費	5,050,306	△ 10,257	5,040,049
	2 農地費	2,295,122	△ 1,006	2,294,116
	3 水産業費	592,973	△ 699	592,274
7 商工費		24,347,147	△ 6,951	24,340,196
	1 商業費	22,631,525	△ 5,043	22,626,482
	2 工業費	1,715,622	△ 1,908	1,713,714
8 土木費		59,986,210	△ 46,832	59,939,378
	2 道路橋りょう費	26,498,444	△ 6,599	26,491,845
	3 港湾空港費	430,978	△ 1,281	429,697
	4 都市計画費	26,410,767	△ 28,636	26,382,131
	5 公園緑地費	3,536,739	△ 1,219	3,535,520
	7 建築費	846,453	△ 6,690	839,763

款	項	補正前の額	補正額	計
	8 住宅費	1,466,806	△ 2,407	1,464,399
9 消防費		10,842,808	△ 94,143	10,748,665
	1 消防費	10,842,808	△ 94,143	10,748,665
10 教育費		23,418,006	△ 70,664	23,347,342
	1 教育総務費	5,929,556	△ 18,450	5,911,106
	2 小学校費	6,997,439	△ 23,130	6,974,309
	3 中学校費	2,663,720	△ 6,451	2,657,269
	4 高等学校費	1,359,166	△ 2,001	1,357,165
	5 幼稚園費	577,867	△ 493	577,374
	6 特別支援学校費	116,206	△ 320	115,886
	7 生涯学習費	3,520,221	△ 17,179	3,503,042
	8 保健給食費	2,253,831	△ 2,640	2,251,191
歳 出 合 計		364,682,044	△ 564,633	364,117,411

議案第 188 号

平成 25 年度新潟市国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）

平成 25 年度新潟市の国民健康保険事業会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 8,503 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 84,227,752 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

平成 25 年 12 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9 繰入金		5,913,643	△ 8,503	5,905,140
	1 他会計繰入金	5,864,060	△ 8,503	5,855,557
歳 入	合 計	84,236,255	△ 8,503	84,227,752

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,222,175	△ 8,503	1,213,672
	1 総務管理費	1,220,223	△ 8,503	1,211,720
歳 出 合 計		84,236,255	△ 8,503	84,227,752

議案第189号

平成25年度新潟市中央卸売市場事業会計補正予算（第2号）

平成25年度新潟市の中央卸売市場事業会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,117千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,332,067千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		677,642	△ 1,117	676,525
	1 他会計繰入金	677,642	△ 1,117	676,525
歳 入 合 計		1,333,184	△ 1,117	1,332,067

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 中央卸売市場費		413,230	△ 1,117	412,113
	1 市場費	413,230	△ 1,117	412,113
歳 出 合 計		1,333,184	△ 1,117	1,332,067

議案第190号

平成25年度新潟市介護保険事業会計補正予算（第3号）

平成25年度新潟市の介護保険事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ5,157千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ67,733,144千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

第1表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6 繰入金		9,511,443	△ 5,157	9,506,286
	1 一般会計繰入金	9,511,443	△ 5,157	9,506,286
歳入合計		67,738,301	△ 5,157	67,733,144

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		1,287,858	△ 5,157	1,282,701
	1 総務管理費	700,788	△ 5,157	695,631
歳 出 合 計		67,738,301	△ 5,157	67,733,144

議案第191号

平成25年度新潟市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成25年度新潟市下水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度新潟市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業収益	25,892,756	△ 13,235	25,879,521
第1項 営業収益	22,022,177	△ 5,228	22,016,949
第2項 営業外収益	3,870,578	△ 8,007	3,862,571

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	25,281,044	△ 13,235	25,267,809
第1項 営業費用	17,889,963	△ 13,235	17,876,728

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

収 入 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的収入	21,666,155	△ 6,303	21,659,852
第1項 企業債	13,587,300	△ 900	13,586,400
第3項 他会計補助金	1,900,966	△ 5,403	1,895,563

支 出

(単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第 1 款 資本的支出	33,705,666	△ 6,303	33,699,363
第 1 項 建設改良費	17,397,991	△ 6,303	17,391,688

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 4 条 予算第 9 条第 1 号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補正前	補正後
(1) 職員給与費	1,617,008	1,597,470

(他会計からの補助金)

第 5 条 予算第 1 0 条中「1 4 , 4 6 0 , 9 0 6 千円」を「1 4 , 4 4 2 , 2 6 8 千円」
に改める。

平成 2 5 年 1 2 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

議案第192号

平成25年度新潟市水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成25年度新潟市水道事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度新潟市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 事業費	15,592,241	△ 30,674	15,561,567
第1項 営業費用	13,583,543	△ 30,674	13,552,869

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,588,101千円は、」を「資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額8,582,614千円は、」に、「及び建設改良積立金468,584千円で」を「及び建設改良積立金463,097千円で」に改め、資本的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出 (単位 千円)

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 資本的支出	13,167,510	△ 5,487	13,162,023
第1項 建設改良費	9,983,712	△ 5,487	9,978,225

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第4条 予算第8条第1号に定めた金額を次のように改める。

(単位 千円)

科 目	補 正 前	補 正 後
(1) 職員給与費	3,093,202	3,057,041

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

議案第193号

平成25年度新潟市病院事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 平成25年度新潟市病院事業会計の補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 平成25年度新潟市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的支出の予定額を次のとおり補正する。

支 出

（単位 千円）

科 目	既決予定額	補正予定額	計
第1款 市民病院事業費用	22,420,407	△89,097	22,331,310
第1項 医業費用	21,620,053	△88,771	21,531,282
第5項 附帯事業費用	29,206	△326	28,880

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第3条 予算第8条第1号に定めた金額を次のように改める。

（単位 千円）

科 目	補正前	補正後
（1）職員給与費	10,226,134	10,137,037

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

議案第194号

新潟市特別職等の給与の特例に関する条例の制定について

新潟市特別職等の給与の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市特別職等の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、平成26年1月1日から同年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における市長、副市長、常勤の監査委員、教育長、水道事業管理者及び病院事業管理者（以下「特別職等」という。）の給与の支給額を減額するため、新潟市特別職の職員の給与に関する条例（昭和32年新潟市条例第66号。以下「特別職給与条例」という。）、新潟市常勤の監査委員の給与に関する条例（昭和35年新潟市条例第25号。以下「常勤監査委員給与条例」という。）、新潟市教育長の給与、勤務時間等に関する条例（昭和27年新潟市条例第49号。以下「教育長給与条例」という。）、新潟市水道事業管理者の給与に関する条例（昭和41年新潟市条例第64号。以下「水道管理者給与条例」という。）及び新潟市病院事業管理者の給与に関する条例（平成19年新潟市条例第81号。以下「病院管理者給与条例」という。）の特例を定めるものとする。

(俸給月額等の特例)

第2条 特例期間においては、特別職等に対する俸給月額の支給に当たっては、特別職給与条例第2条各号、常勤監査委員給与条例第3条、教育長給与条例第3条、水道管理者給与条例第3条及び病院管理者給与条例第3条本文に規定する俸給月額から、当該俸給月額に、次の各号に掲げる特別職等の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

- (1) 市長 100分の15
- (2) 副市長 100分の12
- (3) 常勤の監査委員 100分の12
- (4) 教育長 100分の12
- (5) 水道事業管理者 100分の12
- (6) 病院事業管理者（医師である場合を除く。） 100分の12

（医師である病院事業管理者の給与の特例）

第3条 特例期間においては、医師である病院事業管理者に対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に100分の12を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

2 特例期間においては、医師である病院事業管理者に支給される地域手当の月額は、俸給、扶養手当及び管理職手当の月額（俸給月額にあつては俸給月額から前項に規定する額を減じた額、管理職手当の月額にあつては管理職手当の月額から次項に規定する額を減じた額）の合計額に100分の15を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。

3 特例期間においては、医師である病院事業管理者に対する管理職手当の支給に当たっては、121,100円から、121,100円に100分の12を乗じて得た額（その額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減ずる。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例の制定について

新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例を次のように制定するものとする。

平成 25 年 12 月 2 日提出

新潟市長 篠田 昭

新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、平成 26 年 1 月 1 日から同年 3 月 31 日までの間（以下「特例期間」という。）における本市の一般職に属する職員の給与の支給額を減額するため、新潟市給与条例（昭和 32 年新潟市条例第 60 号。以下「給与条例」という。）等の特例を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「職員」とは、地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）第 4 条第 1 項に規定する職員のうち、次に掲げる者以外の者とする。

- (1) 教育委員会の教育長
- (2) 新潟市教育職員の給与、勤務時間、休暇等に関する条例（昭和 34 年新潟市条例第 17 号）第 2 条に規定する校長、園長、教頭、教諭、養護教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び実習助手
- (3) 地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 15 条に規定する企業職員
- (4) 法に規定する単純な労務に雇用される職員
- (5) 法第 22 条第 2 項の規定により臨時的任用をされる職員
- (6) 法第 28 条の 5 第 1 項又は法第 28 条の 6 第 2 項の規定により採用される職員
- (7) 地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律（平成 14 年法律第 48 号）第 5 条第 1 項の規定により採用される職員
- (8) 地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号）第 6 条第 1

項第2号又は第18条第1項の規定により採用される職員

(9) 地方自治法第252条の17第1項の規定により本市に派遣された職員

(給与条例の特例)

第3条 特例期間においては、給与条例第4条第1項各号に掲げる俸給表の適用を受ける職員に対する俸給月額（新潟市給与条例の一部を改正する条例（平成18年新潟市条例第15号）附則第7項から第9項までに規定する俸給（以下「経過措置額」という。）を含み、当該職員が給与条例附則第21項の規定の適用を受ける者である場合にあつては、同項の規定により半額を減ぜられた俸給月額（経過措置額を含む。）をいう。以下同じ。）の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる俸給表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合（以下「支給減額率」という。）を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

俸給表	職務の級	割合
一般俸給表	2級以下	100分の4.00
	3級から5級まで	100分の7.50
	6级以上	100分の9.77
医療職俸給表（1）	1級	100分の4.00
	2級	100分の7.50
	3级以上	100分の9.77
医療職俸給表（2）	2級以下	100分の4.00
	3級から6級まで	100分の7.50
	7级以上	100分の9.77
医療職俸給表（3）	2級以下	100分の4.00
	3級から6級まで	100分の7.50

	7 級	1 0 0 分の 9 . 7 7
消防職俸給表	2 級以下	1 0 0 分の 4 . 0 0
	3 級から 6 級まで	1 0 0 分の 7 . 5 0
	7 級以上	1 0 0 分の 9 . 7 7
福祉職俸給表	1 級	1 0 0 分の 4 . 0 0
	2 級から 5 級まで	1 0 0 分の 7 . 5 0
	6 級	1 0 0 分の 9 . 7 7

- 2 特例期間においては、給与条例第 1 4 条の 3 第 2 項及び第 1 4 条の 3 の 2 の規定の適用については、これらの規定中「俸給、扶養手当及び管理職手当の月額」とあるのは、「俸給、扶養手当及び管理職手当の月額（これらの給与のうち、新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成 2 5 年新潟市条例第 号）第 3 条の規定の適用があるものについては、当該額から同条の規定により支給に当たつて減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。））」とする。
- 3 特例期間においては、管理職手当の支給に当たっては、給与条例第 2 1 条第 2 項に規定する管理職手当の月額から、当該職員の管理職手当の月額に 1 0 0 分の 1 0 を乗じて得た額に相当する額を減ずる。
- 4 特例期間においては、給与条例第 2 8 条第 1 項から第 4 項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。
- (1) 給与条例第 2 8 条第 1 項 第 1 項及び前項に規定する額並びに給与条例第 1 4 条の 3 第 2 項又は第 1 4 条の 3 の 2 に規定する地域手当の月額から第 2 項の規定により読み替えて適用して得られる地域手当の月額を減じた額（以下この項において「減額分地域手当」という。）
- (2) 給与条例第 2 8 条第 2 項又は第 3 項 第 1 項に規定する額及び減額分地域手当に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た額

(3) 給与条例第28条第4項 第1項に規定する額及び減額分地域手当に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

5 特例期間においては、給与条例第20条の規定（給与条例第16条第1項及び第3項から第5項まで、第17条、第19条第2項並びに第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を含む。）の適用については、給与条例第20条本文中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額から俸給の月額に新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成25年新潟市条例第 号）第3条第1項の表の左欄に掲げる俸給表及び同項の表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減じた額」と、「地域手当の月額」とあるのは「地域手当の月額（同条第2項の規定により読み替えて適用して支給する額）」とする。

（新潟市職員の育児休業等に関する条例の特例）

第4条 特例期間においては、新潟市職員の育児休業等に関する条例（平成4年新潟市条例第9号）第29条の規定の適用については、同条中「同条」とあるのは、「新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成25年新潟市条例第 号）第3条第5項の規定により読み替えて適用する給与条例第20条（給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を含む。）」とする。

（新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の特例）

第5条 特例期間においては、新潟市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年新潟市条例第2号）第15条第3項の規定の適用については、同項中「給与条例第27条」とあるのは、「新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成25年新潟市条例第 号）第3条第5項の規定により読み替えて適用する給与条例第20条（給与条例第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を含む。）」とする。

（新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例の特例）

第6条 特例期間においては、新潟市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成

1 3年新潟市条例第35号)第4条の規定の適用については、同条中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成25年新潟市条例第 号）第3条第1項又は第2項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

（新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の特例）

第7条 特例期間においては、新潟市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成16年新潟市条例第164号。以下「任期付職員条例」という。）の適用を受ける職員であって、任期付職員条例第2条第1項及び第3条の規定により任期を定めて採用されたものに対する俸給月額を支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 任期付職員条例第7条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、その号俸が1号俸から4号俸までのもの 100分の7.50

(2) 任期付職員条例第7条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員であって、その号俸が5号俸以上のもの及び同条第3項に規定する額の俸給月額を受ける職員 100分の9.77

(3) 任期付職員条例別表(1)の表の適用を受ける職員であって、その職務の級が1級から4級までのもの 100分の4.00

(4) 任期付職員条例別表(1)の表の適用を受ける職員であって、その職務の級が5級から7級までのもの 100分の7.50

(5) 任期付職員条例別表(1)の表の適用を受ける職員であって、その職務の級が8級のもの 100分の9.77

2 特例期間においては、任期付職員条例第7条第4項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成25年新潟市条例第 号）第7条第1項第1号及び第2号に掲げ

る職員の区分に応じそれぞれ同項第1号及び第2号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、給与条例第14条の3第2項及び第14条の3の2の規定の適用については、これらの規定中「俸給、扶養手当及び管理職手当の月額」とあるのは、「俸給、扶養手当及び管理職手当の月額（これらの給与のうち、新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成25年新潟市条例第 号）第7条の規定の適用があるものについては、当該額から同条の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

4 特例期間においては、管理職手当の支給に当たっては、給与条例第21条第2項に規定する管理職手当の月額から、当該職員の管理職手当の月額に100分の10を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

5 特例期間においては、給与条例第28条第1項から第4項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給与条例第28条第1項 第1項及び第4項に規定する額、任期付職員条例第7条第4項に規定する特定任期付職員業績手当の額から第2項の規定により読み替えて適用して得られる特定任期付職員業績手当の額を減じた額並びに給与条例第14条の3第2項又は第14条の3の2に規定する地域手当の月額から第3項の規定により読み替えて適用して得られる地域手当の月額を減じた額（以下この項において「減額分地域手当」という。）

(2) 給与条例第28条第2項又は第3項 第1項に規定する額及び減額分地域手当に100分の80を乗じて得た額

(3) 給与条例第28条第4項 第1項に規定する額及び減額分地域手当に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

6 特例期間においては、給与条例第20条の規定（給与条例第16条第1項及び第3項

から第5項まで、第17条、第19条第2項並びに第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を含む。)の適用については、給与条例第20条本文中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額から俸給の月額に新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成25年新潟市条例第 号)第7条第1項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に相当する額を減じた額」と、「地域手当の月額」とあるのは「地域手当の月額(同条第3項の規定により読み替えて適用して支給する額)」とする。

(新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の特例)

第8条 特例期間においては、新潟市一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成16年新潟市条例第165号。以下「任期付研究員条例」という。)の適用を受ける職員であって、任期付研究員条例第3条の規定により任期を定めて採用されたものに対する俸給月額の支給に当たっては、俸給月額から、俸給月額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減ずる。

(1) 任期付研究員条例第5条第1項に規定する俸給表の適用を受ける職員(以下「第1号任期付研究員」という。)であって、その号俸が1号俸から3号俸までのもの

100分の7.50

(2) 第1号任期付研究員であって、その号俸が4号俸以上のもの及び任期付研究員条例第5条第4項に規定する額の俸給月額を受ける職員

100分の9.77

(3) 任期付研究員条例第5条第2項に規定する俸給表の適用を受ける職員

100分の4.00

2 特例期間においては、任期付研究員条例第5条第5項の規定の適用については、同項中「俸給月額」とあるのは、「俸給月額から俸給月額に新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例(平成25年新潟市条例第 号)第8条第1項各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額に相当する額を減じた額」とする。

3 特例期間においては、給与条例第14条の3第2項及び第14条の3の2の規定の適

用については、これらの規定中「俸給、扶養手当及び管理職手当の月額」とあるのは、
「俸給、扶養手当及び管理職手当の月額（これらの給与のうち、新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成25年新潟市条例第 号）第8条の規定の適用があるものについては、当該額から同条の規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）」とする。

4 特例期間においては、給与条例第28条第1項から第4項までの規定により支給される給与の支給に当たっては、当該給与の額から、当該職員に適用される次の各号に掲げる規定の区分に応じ当該各号に定める額に相当する額を減ずる。

(1) 給与条例第28条第1項 第1項に規定する額、任期付研究員条例第5条第5項に規定する任期付研究員業績手当の額から第2項の規定により読み替えて適用して得られる任期付研究員業績手当の額を減じた額並びに給与条例第14条の3第2項又は第14条の3の2に規定する地域手当の月額から第3項の規定により読み替えて適用して得られる地域手当の月額を減じた額（以下この項において「減額分地域手当」という。）

(2) 給与条例第28条第2項又は第3項 第1項に規定する額及び減額分地域手当に100分の80を乗じて得た額

(3) 給与条例第28条第4項 第1項に規定する額及び減額分地域手当に、同条第4項の規定により当該職員に支給される給与に係る割合を乗じて得た額

5 特例期間においては、給与条例第20条の規定（給与条例第16条第1項及び第3項から第5項まで、第17条、第19条第2項並びに第27条に規定する勤務1時間当たりの給与額を含む。）の適用については、給与条例第20条本文中「俸給の月額」とあるのは「俸給の月額から俸給の月額に新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成25年新潟市条例第 号）第8条第1項各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める割合を乗じて得た額（その額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額を減じた額」と、「地域手当の月額」とあるのは「地域手当の月額（同条

第3項の規定により読み替えて適用して支給する額)」とする。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例の特例)

第9条 特例期間においては、外国の地方公共団体の機関等に派遣される新潟市職員の処遇等に関する条例（平成元年新潟市条例第34号）第4条第1項の規定の適用については、同条中「期末手当」とあるのは、「期末手当の額（これらの給与のうち、新潟市一般職の職員の給与の特例に関する条例（平成25年新潟市条例第 号）第3条第1項又は第2項の規定の適用があるものについては、当該額からこれらの規定により支給に当たって減ずることとされる額に相当する額を減じた額とする。）)」とする。

(適用除外)

第10条 新潟市職員退職手当支給条例（昭和28年新潟市条例第54号）に規定する退職手当の算定の基礎となる俸給月額については、この条例の規定は、適用しない。

(端数計算)

第11条 この条例の規定により給与の支給に当たって減ずることとされる額を算定する場合において、当該額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(委任)

第12条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成26年1月1日から施行する。

議案第196号

財産の処分について

次の財産を売り払うものとする。

平成25年12月2日提出

新潟市長 篠田 昭

財産名	所在地	数量
土地	新潟市中央区紫竹山2丁目447番5 ほか 8筆	17,654.02平方メートル